

23 宮城県職業能力開発協会

1 基本情報

所在地	仙台市青葉区青葉町16-1			代表者	会長 小林 嵩	
電話	022-271-9260	ファックス	022-271-9242	ホームページ	http://www.miyagi-syokunou-kyoukai.com	
設立	昭和54年10月1日	改革分類	自立支援団体	県担当課	経済商工観光部 産業人材対策課	
出資等の状況	第1位 - (-) 千円	第2位 - (-) 千円	第3位 - (-) 千円	その他	- (-) 千円	
設立目的(定款等)	宮城県の地区内において職業訓練、職業能力検定、その他職業能力開発に関し必要な業務を行うことにより、当該地区における職業能力の開発及び向上の促進を図ることを目的とする。				出資等総額	0 千円 (0.0%)

2 主な事業内容

	事業名	事業費 (単位:千円)			事業内容
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	
事業1	技能検定事業	58,098	50,752	60,658	技能検定試験(国家検定)の実施
	全体事業に占める割合	47.6%	53.9%	56.8%	
事業2	受託事業	60,279	40,923	43,255	若年技能者人材育成の支援
	全体事業に占める割合	49.4%	43.4%	40.5%	
事業3	能力開発振興事業	3,343	2,082	2,404	認定職業訓練団体の育成及び各種講習会等の実施
	全体事業に占める割合	2.7%	2.2%	2.3%	
その他の事業	技能評価試験等実施事業	255	428	449	技能評価試験、ビジネス・キャリア検定試験等の実施
	全体事業に占める割合	0.2%	0.5%	0.4%	
全体事業費		121,975	94,185	106,766	指定管理者
全体割合		100.0%	100.0%	100.0%	

3 評価

(1) 団体の使命・役割

現在の団体としての公益的使命・役割・目標	県が期待する団体の役割(県施策との関連等)
<p>当協会は、職業能力開発促進法に基づく必置団体であり、国家検定である技能検定試験を中心に民間における職業能力の開発・向上を促進する重要な役割を担っている団体である。</p> <p>都道府県と密接な連携のもとに生涯にわたる職業能力の開発及び促進を図るという目的・基本理念を有しており、職業能力開発促進法第82条に業務が規定されている。</p>	<p>職業能力開発協会は、県内における職業能力の開発促進のための民間における指導的団体であり、国及び県の施策をさらに浸透させ、生涯職業能力開発促進のための活動を行う公共的団体である。</p> <p>健全運営に努めるとともに、技能検定試験、技能五輪全国大会への参加支援及び各種講習会等を引き続き適切に実施し、一層の技能振興に取り組むことを期待する。</p>

(2) (1)に対する団体の自己評価及び県の所見(令和3年度)

団体による自己評価	県(主務課)の所見
<p>令和3年度前・後期技能検定試験申請者数は、令和元年比(令和2年は前期試験中止により比較不可)は減少したものの、今後上級試験を受検するであろう高校生を中心とした3級申請者は、若年技能者人材育成支援等事業による実技指導の効果もあり増加した。</p> <p>また、外国人技能実習生を対象とした随時技能検定試験については、令和3年度から専用システムを本格的に運用開始し、事務処理の効率化を図ることができた。</p>	<p>技能検定事業は、令和元年比で約1割減の試験申請者数となったものの、定期3級試験申請者数は約2割増となっており、若年技能者の受験機会の確保が図られている。随時技能検定試験については、前年比約2割減となったが、入国制限の緩和を受け、今後増加が見込まれることから、検定の実施体制を改めて整え、適切な業務運営を期待する。</p>

(3) 団体に対する総合評価(令和3年度)

項目	団体による自己評価	県(主務課)の所見	参考指標	
イ	組織運営の健全性 ※1	適正な事務を執行するため、職員会議を開催し、事務手順の再確認と各職員の意識改革を図った。また、検定業務の事業継続を考え、令和4年度に向けて新規職員を配置する。	安定した検定業務実施のため、計画的な人材の確保・育成に努めている。 なお、内部統制について、手順の確認や職員の意識付けを図るなど、適正な組織運営の徹底が求められる。	A
ロ	財務の健全性 ※1	前年度の前期試験が中止になっているため収益に関しては比較値とはならないが、一般財源剰余金が増加し正味財産は2期連続で黒字化した。自主事業である研修事業は、内容の見直しを行い収益強化を図りたい。	一般正味財産が2期連続で黒字となるほか、借入金や累積欠損もなく、一定の健全性が確保されている。引き続き自主財源の拡充に取り組み、安定した財務運営を期待する。	B
(2)及び上記イ・ロを踏まえた総合評価・今後の方向性と課題		事業運営の健全化、適正な事務処理を再確認、徹底を図る。 また、引き続き定期技能検定試験及び随時検定試験の円滑な実施、人材の育成を図る。	主要事業である技能検定業務においては、感染症対策や制度変更への対応が求められる中、より一層適正運営に対し意識を持った取り組みを期待する。より安定した業務運営に向けて、今後も必要な助言・指導を行っていく。	総合評価 A

※1 上記イ及びロにおける「団体による自己評価」・「県(主務課)の所見」及び「参考指標」は、それぞれの項目に係る経営評価指標に基づき記載しているもの。

4 経営状況 (単位:千円)

区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	増減(R3 - R2)
貸借対照表	資産合計	56,900	92,093	71,135	△ 20,958
	流動資産	17,980	46,840	24,809	△ 22,031
	固定資産	38,920	45,253	46,326	1,073
	うち基本財産	0	0	0	0
	負債合計	25,640	54,686	33,204	△ 21,482
	流動負債	16,948	45,158	21,499	△ 23,659
	固定負債	8,692	9,528	11,705	2,177
	うち長期借入金	0	0	0	0
	正味財産合計	31,260	37,406	37,932	525
	指定正味財産	0	0	0	0
一般正味財産	31,260	37,406	37,932	526	
正味財産増減計算書	経常収益	213,311	191,223	192,268	1,045
	うち事業収益	63,453	44,400	52,223	7,823
	経常費用	204,100	161,159	179,303	18,144
	うち管理費	76,497	65,942	70,855	4,913
	評価損益等調整前当期経常増減額	9,211	30,064	12,965	△ 17,099
	当期経常増減額	9,211	30,064	12,965	△ 17,099
	経常外収益	0	0	0	0
	経常外費用	0	0	0	0
	当期経常外増減額	0	0	0	0
	当期一般正味財産増減額	△ 680	6,146	525	△ 5,621
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	
当期正味財産増減額	△ 680	6,146	525	△ 5,621	
県の財政的関与	補助金	70,863	70,079	75,668	5,589
	委託金 ※2	0	0	0	0
	負担金	0	0	0	0
	補助金等合計	70,863	70,079	75,668	5,589
	総収入 ※3	213,311	191,223	192,268	1,045
	総収入に対する補助金等割合	33.2%	36.6%	39.4%	
	単年度貸付額	0	0	0	0
	年度末貸付金残高	0	0	0	0
	損失補償(債務保証)残高	0	0	0	0

※2 委託金:随意契約によるものが対象。指定管理者制度に係る管理委託料は、非公募により選定された場合が対象。
(なお、非公募で指定管理者となった団体に利用料金収入がある場合は、利用料金収入を含めた額を計上している。)

※3 総収入=経常収益+経常外収益+当期指定正味財産増減額【正味財産増減計算書】

5 主な経営指標

評価項目	算式等	令和元年度	令和2年度	令和3年度	増減(R3 - R2)
正味財産比率	正味財産合計÷資産合計(総資産)×100	54.9%	40.6%	53.3%	12.7%
流動比率	流動資産÷流動負債×100	106.1%	103.7%	115.4%	11.7%
借入金依存度	(長期借入金+短期借入金)÷資産合計(総資産)×100	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
経常利益率	当期経常増減額÷経常収益×100	4.3%	15.7%	6.7%	-9.0%
管理費比率	管理費÷経常収益×100	35.9%	34.5%	36.9%	2.4%

6 組織・役職員の状況

(人)

役職員の人数		令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (6月末現在)	令和3年度における 常勤役職員の状況	
役員	常勤 (うち県OB)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	常勤役員	
	非常勤 (うち県OB)	23 (1)	24 (1)	24 (1)	平均年齢	1名のため非公表
職員	常勤職員 (※4)	9	11	9	平均年収 (千円)	出資割合25%未 満のため非公開
	プロパー職員	8	8	7	常勤職員(プロパー)	
	県OB	1	3	2	平均年齢	34.0
	県派遣職員	0	0	0	平均年収 (千円)	出資割合25%未 満のため非公開
	その他の派遣職員	0	0	0		
上記以外の職員(※5)	8	8	10			
障害者雇用の状況 (※6)	法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	-	雇用障害者数	-	実雇用率	- %
					不足数	-

※4 常勤職員:プロパー職員、県派遣・県OB、その他の派遣職員(県以外の自治体、民間企業等)を指すもの。

※5 上記以外の職員:任期付職員、契約社員、嘱託、非常勤職員、臨時職員及びパート・アルバイト等、常勤職員に該当しない職員の合計を指すもの。

※6 6月1日現在で、公共職業安定所に提出する『障害者雇用状況報告書』の数値を掲載しているもの。(法定雇用率が課せられている団体のみ記載)

【除外率が適用となる団体は、除外率適用後の常用労働者数に基づき記載】

23 宮城県職業能力開発協会

＜組織運営の健全性に関する指標＞

No.	項目	評価内容	評価	
1	組織統制に関する規程等の整備	業務規程等が整備され、内部牽制が図られているか。	① 8項目未満整備	0
			② 8項目以上整備	1
			就業規則（無期転換ルールの対応含む）	■
			役員報酬規程	■
			職務分掌規程	■
			会計規程	■
			契約規程	■
			決裁規程	■
			給与規程	■
			退職手当規程	■
			施設等の管理規程	□
2	コンプライアンスの確保（経営への取組・内部統制）	コンプライアンスに関する取組を行っているか。	① 合計0点。またはコンプライアンス違反事例があった。	0
			② 1～2点	1
			③ 3～4点	2
			④ 5点以上	3
			○コンプライアンスに関する規程を整備している。（2点）	■
			○コンプライアンスに関する規程を今年度中に整備する予定（1点）	□
			○マニュアル等を作成し、職員に配布する等周知を図っている。（1点）	□
			○職員に対する啓発等研修の場を設定している。（1点）	□
			○業務監査体制を強化する体制整備や取組を行っている。（1点）	□
			○内部統制に関する取組を行っている（1点）	□
			○BCP（業務継続計画）を作成している。（1点）	□
			○公益通報者保護法に基づく公益通報制度を設けている。（1点）	■
			○その他、コンプライアンス経営を充実するための取組を行っている。（取組内容： ）（1点）	□
3	実効性を持った監事監査の実施	公認会計士・税理士が会計・経理業務に関与しているか。	① 公認会計士・税理士の関与はない。	0
			②③以外に公認会計士・税理士の関与を得ている。（定期的に指導を受けている）	1
			③ 公認会計士・税理士が監事（監査役）に就任し監事（監査役）監査を実施、または監査法人による監査を実施している。	2
4	経営幹部への民間企業等出身者の登用	民間の経営ノウハウ活用による組織の活性化や自立的経営の促進を図る観点から、役員に業務に精通した民間企業等出身者を登用（採用）・配置しているか。	① 登用していない。	0
			② 登用している。	1

No.	項目	評価内容	評価		
5	人材育成、内部登用の拡大、独自の人材確保の取組	職員の人材育成、プロパー職員の内部登用、または独自の人材確保（プロパー職員等の採用による県派遣職員との入れ替え）が図られているか。	①人材育成の取組を行っていない。また、内部登用や独自の人材確保も行っていない。	0	1
			②人材育成の取組を行っているほか、内部登用や独自の人材育成を行っている。	1	
6	事業内容・財務情報等のホームページ公表	ホームページにおける情報公開は、どのような状況にあるか。	①ホームページで公開していない。	0	2
			②下記のうち、6項目未満（会社法法人・その他の法人は4項目未満）を公開している。	1	
			③下記のうち、6項目以上（会社法法人・その他の法人は4項目以上）を公開している。	2	
			定款（寄附行為）	■	
			役員等名簿	■	
			事業計画書	■	
			収支予算書（収支計画）	■	
			事業（営業）報告書	■	
			収支計算書	■	
			貸借対照表	■	
			損益計算書（正味財産増減計算書）	■	
			財産目録	■	
			キャッシュフロー計算書（作成している場合）	□	
役員の報酬・退職金に関する規定	□				
合計（10点満点）				8	

団体による自己評価 （概況、上記指標以外の取組実績、 今後の課題・対策等）	県（主務課）の所見	参考 指標
適正な事務を執行するため、職員会議を開催し、事務手順の再確認と各職員の意識改革を図った。 また、検定業務の事業継続を考え、令和4年度に向けて新規職員を配置する。	安定した検定業務実施のため、計画的な人材の確保・育成に努めている。 なお、内部統制について、手順の確認や職員の意識付けを図るなど、適正な組織運営の徹底が求められる。	A

<参考指標>
合計点が 8～10点の場合：A（概ね良好） 5～7点の場合：B（改善の余地あり） 2～4点の場合：C（改善措置が必要） 0～1点の場合：D（大いに改善措置が必要）

23 宮城県職業能力開発協会

<財務の健全性に関する指標>

No.	項目	評価内容	評価		
1	(公益法人) 正味財産増減額と収 支相償の状況	正味財産が減少している場合でも法人の継続に支障がない状態を保っているか。 収支相償を満たしているか。	①収支相償の基準を満たしていない。または、3期の当期正味財産増減額における減少額の平均が、正味財産合計額（指定＋一般）の10%以上	0	
			②3期連続で一般正味財産増減額がマイナスだが、3期の当期正味財産増減額における減少額の平均が、正味財産合計額（指定＋一般）の10%未満	1	
			③収支相償の基準を満たしており、一般正味財産増減額が3期連続マイナスでない。	2	
			④収支相償の基準を満たしており、一般正味財産増減額が当期プラス	3	
			⑤収支相償の基準を満たしており、直近の一般正味財産増減額が2期連続プラス	4	
	(公益法人以外) 一般正味財産増減額 ／経常損益の状況	一般正味財産は連続で減少していないか。 経常損益は連続で赤字を計上していないか。	①3期連続減少又は赤字	0	3
			②当期を含め1期又は2期減少又は赤字	1	
			③当期のみ増加又は黒字	2	
			④当期を含め2期連続増加又は黒字	3	
			⑤3期連続増加又は黒字	4	
2	(公益法人会計) 正味財産比率の状況	財政基盤は安定しているか。 [正味財産比率(%) = 正味財産合計 ÷ 資産合計 (総資産) × 100]	①正味財産比率が30%未満	0	2
			②正味財産比率が30%以上	2	
	(企業会計) 自己資本比率の状況	財政基盤は安定しているか。 自己資本比率(%) = 純資産合計 (株主資本) ÷ 資産合計 (総資産) × 100]	①自己資本比率が30%未満	0	
			②自己資本比率が30%以上	2	
3	短期的支払能力の適 正性【流動比率】	流動比率は適正を維持しているか。 [流動比率(%) = 流動資産 ÷ 流動負債 × 100]	①下記以外	0	1
			②当期100%以上	1	

No.	項目	評価内容	評価	
4	補助金等依存の抑制 総収入に対する補助金等割合は抑制基調にあるか。 [補助金等割合 = 補助金等合計 ÷ 総収入 × 100]	①対前期増加幅が2期連続2%以上	0	0
		②①又は③以外	1	
		③対前期減少幅が2期連続2%以上、又は当期補助金等なし	2	
5	借入金の抑制 【借入金依存度】 借入金依存度は抑制されているか。 (3期比較) [借入金依存度(%) = (長期借入金 + 短期借入金) ÷ 資産合計(総資産) × 100]	①下記以外	0	2
		②当期 ≤ 前期、又は当期 ≤ 前々期	1	
		③当期 ≤ 前期 ≤ 前々期、又は当期借入金なし	2	
6	累積剰余金(欠損金)の状況 累積欠損金を計上していないか。	①累積あり	0	2
		②累積なし	2	
合計(13点満点)				10

団体による自己評価 (概況、今後の課題・対策等)	県(主務課)の所見	参考指標
前年度の前期試験が中止になっているため収益に関しては比較値とはならないが、一般財源剰余金が増加し正味財産は2期連続で黒字化した。 自主事業である研修事業は、内容の見直しを行い収益強化を図りたい。	一般正味財産が2期連続で黒字となるほか、借入金や累積欠損もなく、一定の健全性が確保されている。引き続き自主財源の拡充に取り組み、安定した財務運営を期待する。	B

<参考指標>
合計点が 11~13点の場合：A(概ね良好) 7~10点の場合：B(改善の余地あり) 3~6点の場合：C(改善措置が必要) 0~2点の場合：D(大いに改善措置が必要)